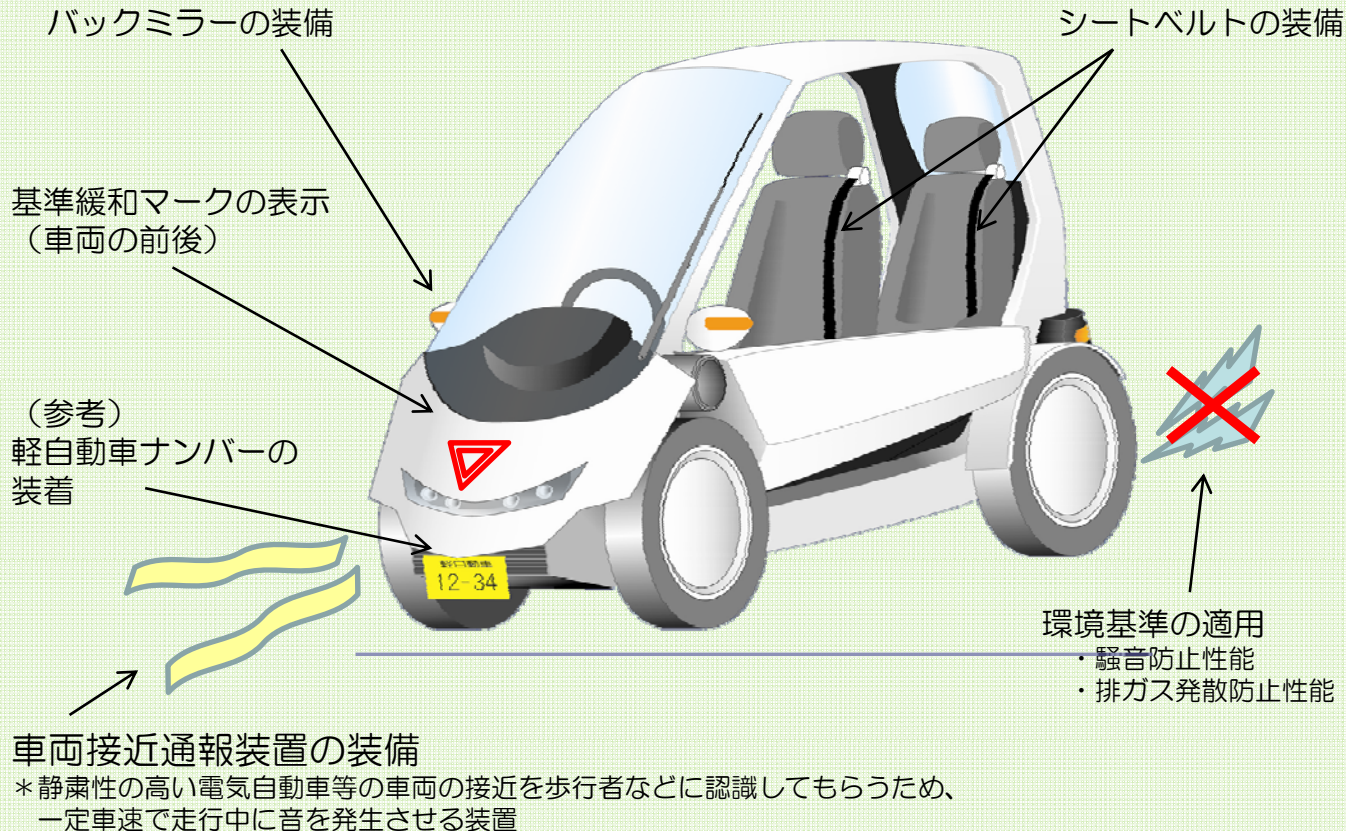


- ・ 安全性の確保を最優先に考え、①高速道路等は運行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件に、一部保安基準を緩和する。
- ・ なお、適用される主な保安基準は以下のとおり。

自動車として従来どおり適用される主な基準

衝突安全性能（寸法要件に適合していることを確認）



緩和できる主な基準

- 高速道路等を運行せず、交通の安全等が図るための措置を講じた場所において運行することを条件に、以下の基準を緩和可能
- ・ 座席取付強度、シートバックの衝撃吸収
 - ・ シートベルト取付強度
 - ・ 座席空間、座席寸法
 - ・ 年少者用補助乗車装置（ISO-FIX）

条件に応じて緩和できる主な基準

- 車幅1300mm以下の車両の場合**
二輪自動車の特性を持つことから以下の基準を緩和可能
[二輪車の基準を適用する装置]
- ・ 灯火器
 - ・ 制動装置
 - ・ 施錠装置
- 速度抑制装置等の装備により、自動車の最高速度30km/h以下の場合**
事故実態に基づき死亡事故が極めて少ないことから以下の基準を追加緩和可能
- ・ インstrumentパネルの衝撃吸収
 - ・ シートベルトの装備、強度